

【H25年11月の地区の様子】



上河原崎・中西地区

まちづくりニュース

- P. 1
 審議会・協議会を開催しました
 事業計画変更(第四回)に関する権利者説明会を開催しました
 事業計画変更(第四回)に関する縦覧を実施しました
- P. 2~3
 【特集】まちづくりを支える人びと
- P. 4
 事業計画変更(第四回)が認可されました
 H26年度の使用収益開始予定について



特集【まちづくりを支える人々】でお話を伺った
 万博記念公園駅前イルミネーション実行委員会
 委員長 鈴木信男さん

■ 審議会・協議会を開催しました

審議会、協議会を開催し、下記の議案が了承されました。

第29回審議会

- 開催日 平成25年12月19日(木)
- 場 所 上河原崎・中西地区現地事務所
- 議 事 1)換地設計の一部変更について
2)仮換地指定について

第43回協議会

- 開催日 平成25年12月19日(木)
- 場 所 上河原崎・中西地区現地事務所
- 議 事 1)事業計画変更(第四回)(案)
の説明会、縦覧結果について
2)その他



■ 事業計画変更(第四回)に関する権利者説明会を開催しました

事業計画変更(第四回)について、下記のとおり権利者説明会を開催しました。

- ◆実施期間 : 平成25年11月17日(日)・18日(月)・19日(火)・23日(土)の4日間
- ◆出席者数 : 55名(市内41名・他県内2名・県外12名)
- ◆説明内容 : 事業計画変更(第四回)について
・土地利用計画の見直し・資金計画の見直し・施行期間の延伸・今後のスケジュール
- ◆説明会の日程・会場・出席者数

日付	17日(日)	18日(月)	19日(火)	23日(土)	合計
会場	東京	現地事務所	現地事務所	市民ホール	
出席者	10名	11名	12名	22名	55名

- ◆質問など
 - ◇これまでの進捗度合等に関わるもの(2件)
 - ・事業の遅延に対する意見
 - ◇今後の整備予定等に係るもの(4件)
 - ・各エリアの整備予定年度・環状線の整備目途
 - ◇資金計画に係るもの(2件)
 - ・支出の具体的内容・資金計画と整備イメージの関係
 - ◇その他(4件)
 - ・換地書類の確認・他の公共事業への影響
 - ・計画拠点・共同利用街区の入札結果の確認



■ 事業計画変更(第四回)に関する縦覧を実施しました

事業計画変更(第四回)について、下記のとおり縦覧を実施しました。

- ◆実施期間 : 平成25年11月29日(金)から12月12日(木)までの2週間(土日含む)
- ◆縦覧場所 : 茨城県庁、つくば情報ステーション
- ◆縦覧者数 : 14名(うち市内8名、市外3名、県外3名)
- ◆質問など :
 - ◇変更内容の確認
 - ◇自分の画地の完成目途
 - ◇計画拠点・共同利用街区の入札結果確認など

特集 まちづくりを支える人びと



島名・福田坪地区や、上河原崎・中西地区では、開発が進み年々人口も増えています。これからは、ハード面だけでなく、そこに住む人々の生活を豊かにするために、どのようなまちづくりを進めていくべきか、一人ひとり考えることが大切になってくるでしょう。

そこで、今回の特集【まちづくりを支える人びと】では、万博記念公園駅前のイルミネーションなどの地域活動を行っている鈴木信男さん、グリーンフィールド島名で地区を盛り上げようと活動している鈴木一雄さんのお二人をピックアップし、現在の活動やまちの将来に対する思いをお伺いしました。



お話を伺った方

万博記念公園駅前
イルミネーション
実行委員会 委員長
鈴木 信男さん

「今年初めて、このまちに新しく住み始めた方々がイベント準備作業に参加してくれたんだ」と、満面の笑みを浮かべて語って下さったのは、前号で特集した「万博記念公園駅前イルミネーション」の実行委員長を務めた鈴木さん。イルミネーションイベントは、このまちに住む多くの方々が交流出来る場として、今年で7年目を迎えました。

「まずは自分から、新しくこのまちに越してきた方に声を掛けて、その繋がりを大切にしながら、みんなでまちを盛り上げたい」との言葉通り、犬の散歩の際仲良くなった方に、ご自身が大切に育てた野菜やタケノコをおすそ分けしたり、地区のスポーツイベントに誘うなど、普段から小さな交流をひとつひとつ大切にしているそうです。

「今後は、様々な情報を共有できる窓口（自治会など）や、みんなが“あったかいまち”だなあと思えるような地域づくりと一緒に進める仲間が増えていくと嬉しい。また、みんなで桜を愛でられる場所も作りたい」と素敵な夢も語って下さった鈴木さん。何年後かには、春にお花見イベントが開催されるかもしれませんね！！



～駅前のマンションに住む方と一緒に準備作業～



～100年先を見据えた環境創造のまちづくり～

「“幸せ”は、人と人の繋がりが生み出してくれると思うなあ」と話して下さったのは、前々号で特集した「グリーンフィールド島名」の地権者組合の鈴木一雄理事長。「まちの方々と対話を何よりも大切にしている」との言葉が示す通り、地区を超えて様々な集まりに参加し、もし問題があれば一緒に解決策を考えているそうです。

「30年前は、みんなで盆踊りを楽しんでいた」と昔を思い出して微笑む鈴木さん。現在は、万博記念公園駅前のイルミネーションのイベントがまちのお祭りとなっています。また、開発も進み、子供たちが増えた今、世代を超えた繋がりを生む仕掛けや、それらをまとめる人が増えれば良いと語って下さいました。

鈴木さんは、「自分の身近なところからだんだんと小さなまちづくりを始めていき、それがまち全体に大きく広がって欲しい」と願い、自宅から万博記念公園駅まで散歩をしながら、道行く人と少しずつ声を掛け合い、小さな繋がりを日々生み出しています。鈴木さんから始まる朗らかな笑顔の連鎖が、まち全体に広がる日も近いでしょう！

お話を伺った方

グリーン
フィールド島名
地権者組合
理事長
鈴木 一雄さん



他地区の取組み ～葛城地区まちづくりビジョン～

隣接する研究学園葛城地区においては、優れた地域資源を評価・維持向上させ、新旧の文化・余暇活動・健康的なライフスタイルなどが持続的に享受できるコミュニティづくりを目指すための指標として、「葛城まちづくりビジョン ～グリーンネットワークス構想～」が策定されています。

区画整理によって新しくまちが整備された後、どのようなビジョンを持ってまちづくりを進めることが望ましいか、UR都市機構、アドバイザー、コンサルタントで構成された「葛城まちづくりビジョン研究会」が策定主体となり、「まちづくりの目標」や「目標を達成するための計画」など決めました。

このようなまち全体のまちづくりの目標を、まち全体で共有することで、自分の住むまちに対して愛着と誇りをもってまちづくりに取り組むことに繋がることでしょう。



つくば市では、「市民のまちづくりお助け本～みんなでまちづくり！～」という市民が自立してまちづくりを行うための道しるべとなる冊子を販売しています。お助け本は、まちづくりをこれから始める人や、すでにはじめている人、都市計画の知識について詳しく知りたい人などにお勧めです。

実際に市内で活動されている方などの意見を取り入れ、地域まちづくりの一連の流れをわかりやすいイラストをもとに掲載しています。

販売場所： 都市建設部都市計画課
(つくば市役所3階)
販売価格： 1冊 200円



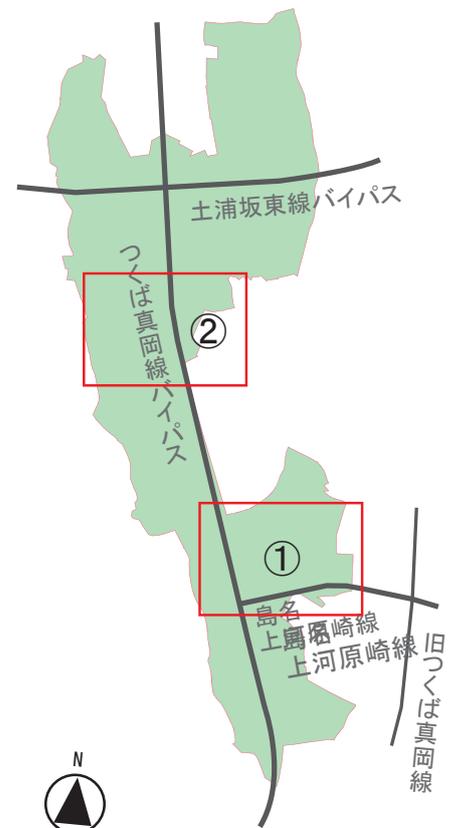
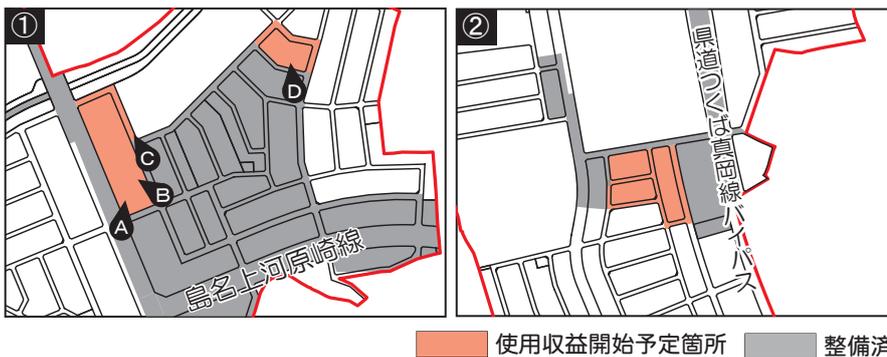
■事業計画変更(第四回)が認可されました

上河原崎・中西地区においては、意見書の提出が無かったため、縦覧終了後、国土交通省あてに申請し、3月3日付で事業計画変更が認可されました。

	(変更前)	(変更後)
施行期間の延伸 (清算期間を5年を含む)	施行期間H31年度まで	施行期間H41年度まで (10年間の延伸)
資金計画の見直し (地価の下落及び 事業費の精査等による)	事業費394億円	事業費369億円 (25億円の縮減)
土地利用計画の見直し	事業実施上必要な調整を行いました (大幅な変更ではありません)	

■平成26年度の使用収益開始予定について

平成26年9月頃に①の区域(F街区の一部)と、平成27年3月頃に②の区域(C街区の一部)の使用収益開始を予定しています。



※使用収益開始された土地の区画形質の変更(造成など)や建物の新築等を行う場合、土地区画整理法第76条の申請などが必要です。事前に土浦土木事務所つくば支所までご相談ください。

～施行者からのお知らせ～

【ご連絡下さい】

住所や氏名、権利などの変更が生じた場合

住所や氏名、所有権などの変更が生じた場合は、土浦土木事務所つくば支所までご連絡ください。

今後重要な通知等をお届け出来なくなったり、換地上の支障が生じたりすることもありますので、必ずご連絡下さいますようお願いいたします。

【届出用紙をご請求ください】

- 住所・氏名が変わったとき
- 所有権等の権利が変わったとき

【事前にご相談ください】

- 土地を分筆しようとするとき
- 土地の区画形質の変更及び建築物等の新築・増築・改築を行うとき

【お願い】

工事施工箇所及び周辺への立ち入り禁止

つくばエクスプレス沿線では、土地区画整理事業の工事を実施しており、工事区域周辺の皆様には大変ご不便をおかけしております。

工事用車両の出入り等には十分注意しておりますが、**工事施工箇所及びその周辺は非常に危険ですので、一般の方は決して立ち入らないようご協力をお願いいたします。**

【お願い】

廃棄物の不法投棄防止

所有地の地表、地中に廃棄物がある場合には、土地所有者の責任で処理をお願いいたします。廃棄物が存在する土地については、土地区画整理事業の土地評価に影響することもあります。

なお、廃棄物が確認された土地については、当該土地所有者の現場立ち会いを予定しておりますので、**不法投棄防止にご理解・ご協力をお願いいたします。**

【お願い】

所有地の雑草除去

景観維持や防犯のため、除草作業など所有地の適正管理にご協力をお願いいたします。

ご自分で除草が困難な場合、つくば市空き地除草条例に基づき、市で業者のあっせんも行いますので、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 つくば市役所 環境保全課 電話:029-883-1111(代)

【お問合せ】

茨城県土浦土木事務所つくば支所 つくば地区区画整理課
Tel029-839-9764

〒300-2658 茨城県つくば市島名2335 (諏訪C13街区7) ウィンズヒル2階 (万博記念公園駅から徒歩1分)

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class40/>